

佐川町国土強靱化地域計画

概要版

■ 計画の基本事項

■ 佐川町国土強靱化地域計画とは

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」の実現に向けた取組みが進められています。

本町においても、あらゆるリスクに対して「強靱な佐川町」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「佐川町国土強靱化地域計画」を策定します。

■ 計画の期間

佐川町国土強靱化地域計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度の5年間とします。

■ 国土強靱化に向けた基本目標

■ 基本目標

佐川町国土強靱化地域計画の基本目標は、国の国土強靱化基本計画に基づき、以下のように設定します。

基本目標① 町民の生命の保護が最大限図られる

基本目標② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

基本目標③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる

基本目標④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にする

■ 事前に備えるべき目標

国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、以下の9つを設定します。

事前に備えるべき目標 ① 大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること

事前に備えるべき目標 ② 大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

事前に備えるべき目標 ③ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること

事前に備えるべき目標 ④ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること

事前に備えるべき目標 ⑤ 大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

事前に備えるべき目標 ⑥ 大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること

事前に備えるべき目標 ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと

事前に備えるべき目標 ⑧ 大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

事前に備えるべき目標 ⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

■ 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国が示した評価手法を参考に、事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のように設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5	弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態
	1-6	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態
②大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態
	2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態
③大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態
④大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	情報通信等の長期停止による災害情報が伝達できない事態
⑤大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態
	5-3	食料等の安定供給が停滞する事態
⑥大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	6-1	電気、石油、L P ガスの供給が停止する事態
	6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態
	6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
⑦制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態
	7-2	有害物質等が大規模拡散・流出する事態
	7-3	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
⑧大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
⑨地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態
	9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

■ 国土強靱化に向けた対応方策

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオに応じた佐川町の国土強靱化に向けた対応方策の体系を以下のように整理します。

事前に備える
べき目標

①

大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること

1-1

建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

- ◆1-1-① 公共施設の耐震化等
 - 緊急避難場所耐震化事業
 - 公共施設等総合管理計画の推進
- ◆1-1-② 住宅の耐震化等
 - 木造住宅耐震化事業（耐震診断、耐震改修）
 - 建築物耐震対策緊急促進事業
 - 住宅リフォーム補助金
 - 佐川町家具転倒防止金具等取付事業
 - コンクリートブロック塀等耐震対策事業
- ◆1-1-③ 各種補助事業の利用促進
 - 防災まちづくりサロンでの住宅の耐震化の啓発、危機意識の向上
 - ブロック塀等の地区別の危険箇所のマップづくりの促進（自主防災組織活動支援事業）
 - 耐震化に向けた戸別訪問
 - 新たな利用促進策の検討（事務手続きの簡素化）
 - 耐震診断・耐震改修を行う事業者の確保、連携強化
- ◆1-1-④ 一人ひとりの命を守る対策
 - 防災まちづくりサロンでの防災を自分事としてとらえるための啓発
 - 「さかわ家族防災会議の日」の月ごとのテーマ設定と周知
 - 学校でのヘルメット配布

1-2

住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態

- ◆1-2-① 家庭・事業者における火災の未然防止
 - 火事の発生抑制に向けた啓発
 - 住宅防火診断の実施（独居及び高齢者世帯の訪問診断）
- ◆1-2-② 大規模火災の発生抑制
 - 感震ブレーカーの普及に向けた啓発
 - 避難時において可能な範囲でガスの元栓を閉める、ブレーカーを遮断する行動等の啓発活動
 - 園芸ハウス用重油タンクの重油流出防止に係る二次災害防止対策
- ◆1-2-③ 初期消火の体制強化
 - 自主防災組織への消火器設置の助成（自主防災組織活動支援事業）
 - 消火器の設置義務のない事業者や老朽住宅の密集地への消火器設置の補助事業の創設
 - 住宅用火災警報器の設置促進
 - 防災まちづくりサロンでの消火器設置の啓発
- ◆1-2-④ 常備消防力の維持・強化
 - 消防車両更新・維持管理業務
 - 消火栓、防火水槽の維持管理業務
- ◆1-2-⑤ 消防団等の活動の活性化
 - 消防団演習・訓練等実施事業
 - 装備強化事業
 - 女性防火クラブの他地区での組織化の促進
 - 関係機関が一体となった合同訓練の実施
- ◆1-2-⑥ 火災に強いまちづくり
 - 空き店舗活用補助金事業
 - 空き家改修
 - 空き家バンク充実
 - 老朽住宅除却事業
 - 消火器の設置義務のない事業者や老朽住宅の密集地への消火器設置の補助事業の創設
 - 防災まちづくりサロンでの消火器設置の啓発

1-3

異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態

- ◆1-3-① 河川改修等の促進
 - 柳瀬川河川改修
 - 農業用排水路施設の点検・確認（基盤整備事業）
- ◆1-3-② 危険箇所の周知
 - 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく仁淀川の減災に係る取組
 - 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川の減災に係る取組

1-4

大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態

- ◆1-4-① 土砂災害警戒区域等の対策の推進
 - がけくずれ住家防災対策事業
 - 急傾斜地崩壊対策事業
- ◆1-4-② 危険箇所の周知
 - 土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知
 - 自主防災組織による防災マップ作り講習会の実施（自主防災組織活動支援事業）
 - 大規模土砂災害の危険性に関する講習会・防災学習の実施
 - 法の対象とならない危険箇所の把握と周知
- ◆1-4-③ ため池の対策
 - ため池の定期的な点検と維持補修
- ◆1-4-④ 森林の適正管理
 - 林家のスキル向上の場づくり
 - 自伐型林業に従事する地域おこし協力隊の雇用
 - 放置されている山林資源の一元管理、整備
 - 林業従事者への支援体制強化
 - 森づくりの普及、啓発活動の推進
 - 森林における危険箇所の点検や治山対策

1-5

弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態

- ◆1-5-① 情報伝達体制の強化
 - 防災行政無線維持管理事業
 - 防災行政無線戸別受信機整備事業
 - 佐川町メール配信システム事業
 - 関係機関のSNS活用
 - 防災訓練や防災学習会の実施
- ◆1-5-② 適正な避難行動の周知
 - 危機事象の発生時においてとるべき行動の周知

1-6

情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態

- ◆1-6-① 情報伝達体制の強化
 - 防災行政無線維持管理事業
 - 防災行政無線戸別受信機整備事業
 - 佐川町メール配信システム事業
 - 関係機関のSNS活用
 - 防災訓練や防災学習会の実施
- ◆1-6-② 避難勧告等の適切な発令
 - 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し
- ◆1-6-③ 住民一人ひとりの適正な避難行動
 - 防災訓練や防災学習会の実施
 - 防災チェックシートの印刷・配布
 - 防災まちづくりサロンの開催
- ◆1-6-④ 避難行動要支援者対策
 - 避難行動要支援者名簿の作成（災害時要配慮者避難支援）
 - 災害時要配慮者避難支援体制の確立

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態

- ◆2-1-① 適切な役割分担のもとでの備蓄
 - 備蓄品整備事業
 - 家庭や地域における備蓄の促進に向けた啓発（防災まちづくりサロン）
- ◆2-1-② 事業者との連携強化
 - 災害時における物資の供給に関する協定の締結
- ◆2-1-③ 災害に強い道路網の形成
 - 道路、橋梁の長寿命化計画の推進（地方道路交付金事業）
- ◆2-1-④ 速やかな道路啓開の実現
 - 災害時における応急対策業務に関する協定の締結
 - 町内の道路啓開計画（事業者ごとの担当区域の設定）の策定検討
 - 道路啓開の訓練の実施
 - 町有車両の緊急通行車両としての届出
 - 関係機関への事前届出制度の周知
- ◆2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立
 - 緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理
 - 緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業
 - 桜座をモデルとした物資配送マニュアルの作成、見直し

2-2 多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態

- ◆2-2-① 孤立集落の発生抑制
 - 緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業
- ◆2-2-② 情報の孤立防止対策
 - 災害に強い情報通信設備の配備（多様な情報通信手段の活用）

2-3 警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態

- ◆2-3-① 自助・共助による救助・救急活動の体制強化
 - 防災資機材（バールや救急箱等）の整備（自主防災組織活動支援事業）
 - 防災講習の実施
- ◆2-3-② 消防団等の活動の活性化
 - ※ 「1-2-⑤ 消防団等の活動の活性化」と同様
- ◆2-3-③ 災害に強い道路網の形成
 - ※ 「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同様
- ◆2-3-④ 速やかな道路啓開の実現
 - ※ 「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同様
- ◆2-3-⑤ 緊急時の搬送体制の確立
 - ※ 「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と同様
- ◆2-3-⑥ 情報共有体制の強化
 - 受援計画の作成
 - 上空のヘリから確認できるSOSサインのルールに関する情報収集

2-4 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態

- ◆2-4-① 避難所の確保
 - 拠点避難所の機能強化（備蓄品整備事業）
- ◆2-4-② 避難所の開設・運営体制づくり
 - 避難所運営マニュアルの作成、見直し
 - 避難所運営マニュアルに基づく訓練
- ◆2-4-③ 福祉避難所の確保
 - 「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結
 - 福祉避難所設置・運営マニュアルの作成と訓練の実施
 - 広域福祉避難所訓練（福祉避難所整備事業）
 - 介護をする人の事前登録による人材確保
- ◆2-4-④ 避難生活の長期化への対応
 - 南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく心のケアの体制づくり

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態

- ◆2-5-① 医療機能の維持
 - 佐川町立高北国民健康保険病院における救護訓練
 - 佐川町災害医療救護計画の作成、見直し
 - 佐川町立高北国民健康保険病院のBCP作成
 - 佐川町立高北国民健康保険病院の初動マニュアルの見直し
 - 医療救護所の開設に関する周知
- ◆2-5-② 薬剤の備蓄
 - 薬剤の備蓄
- ◆2-5-③ 地域での医療体制の確保
 - 地域に在住する医療関係者のネットワークづくり
 - 医療救護所の開設に必要な資機材の保管
- ◆2-5-④ 災害に強い道路網の形成
 - ※ 「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同様
- ◆2-5-⑤ 速やかな道路啓開の実現
 - ※ 「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同様
- ◆2-5-⑥ 緊急時の搬送体制の確立
 - ※ 「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と同様

2-6 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態

- ◆2-6-① 健康支援活動の体制整備
 - 南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく災害発生後の被災者の健康支援体制の構築
- ◆2-6-② 心の健康への専門的な支援の推進
 - 南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく心のケアの体制づくり
- ◆2-6-③ 感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備
 - 南海トラフ地震時保健活動マニュアルの見直し
 - 感染症対策の実施に向けた体制強化
 - 防疫活動の実施に向けた体制強化

3-1

被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態

◆3-1-① 地域の治安の維持

- 関係機関連絡協議会による災害時における情報共有、住民への伝達手段の確認

◆3-1-② 治安悪化によって生じる事態の周知

- 災害時における治安悪化によって生じる事態に関する啓発

3-2

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態

◆3-2-① 行政機能の維持

- B C Pの見直し
- 職員初動マニュアルの見直し
- 職員参集訓練の実施
- 災害対策本部訓練（B C P、初動マニュアルに基づく訓練）の実施
- 協定締結による関係団体との連携強化

◆3-2-② 職員の資質向上

- 職場外研修推進事業
- 新規採用職員等研修事業

◆3-2-③ 受援体制の検討

- 受援計画の作成
- 霧生防災拠点施設の維持管理

4-1

情報通信等の長期停止による災害情報が伝達できない事態

◆4-1-① 情報通信網の耐災害性の向上

- 防災行政無線維持管理事業
- 防災行政無線戸別受信機整備事業
- 佐川町メール配信システム事業
- 関係機関のS N S活用
- 主要な避難所へのW i - F i設備の設置検討
- ラジオの難視聴地域の解消に向けた要望

◆4-1-② 多様な情報伝達手段の周知

- 戸別受信機の使用方法的周知
- 災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法に関する啓発

5-1

地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態

◆5-1-① 事業活動の継続

- 地場企業のB C P作成支援

5-2

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態

◆5-2-① 危険物施設の対策

- 危険物施設の耐災害性の向上に向けた啓発

5-3

食料等の安定供給が停滞する事態

◆5-3-① 農業基盤の強化

- 基盤整備事業

6-1

電気、石油、L Pガスの供給が停止する事態

◆6-1-① エネルギー供給事業者との連携強化

- エネルギー供給事業者との協定締結
- 電力会社が実施している電力設備の復旧訓練

◆6-1-② 災害対応給油所の確保

- 災害対応給油所整備事業

6-2

上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態

◆6-2-① 水道施設の耐震化

- 老朽管路更新事業
- 基幹施設耐震診断・設計・補強

◆6-2-② 速やかな給水の確保

- 水道の復旧に従事する民間事業者との協定締結
- 応急給水の実施に向けた関係機関との連携強化

6-3

汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

◆6-3-① 農業集落排水施設の耐震化

- 農業集落排水施設の耐震化
- 農業集落排水事業B C Pの作成

6-4

地域交通ネットワークが分断する事態

◆6-4-① 災害に強い道路網の形成

- ※ 「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同様

◆6-4-② 速やかな道路啓開の実現

- ※ 「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同様

◆6-4-③ 緊急時の輸送体制の確立

- ※ 「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と同様

◆6-4-④ 公共交通の機能維持

- 運行事業者のB C P作成促進

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態

◆7-1-① ため池の対策

- ※ 「1-4-③ ため池の対策」と同様

7-2 有害物質等が大規模拡散・流出する事態

◆7-2-① 危険物施設の対策

- 被災した危険物施設の緊急点検の実施体制の充実強化

◆7-2-② 原子力災害に関する情報連絡体制の整備

- 住民への迅速な情報伝達の準備

◆7-2-③ 原子力災害発生時への備え

- 適切な屋内退避、避難等の勧告又は指示の発令に関する訓練

7-3 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

◆7-3-① 森林の適正管理

- ※ 「1-4-④ 森林の適正管理」と同様

◆7-3-② 農地の保全・適正管理

- 基盤整備事業
- 耕作放棄地の情報管理
- 中山間地域等直接支払
- 多面的機能支払
- 中山間・多面的事務の支援体制

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆8-1-① 災害廃棄物の適正処理の体制構築

- 災害廃棄物処理計画の策定、見直し
- 災害廃棄物の受入・処理等に関する民間事業者との協定の締結

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆8-2-① 災害に強い道路網の形成

- ※ 「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と同様

◆8-2-② 速やかな道路啓開の実現

- ※ 「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と同様

◆8-2-③ 建設事業者の事業継続

- 地場企業（建設事業者）のBCP作成支援
- 建設事業者の所有する重機や資機材、人材の把握
- 建設事業者の育成

◆8-2-④ 多様な担い手の確保

- 技術職員OBの名簿作成、更新
- ボランティアセンター運営訓練

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆8-3-① 応急危険度判定等の速やかな実施

- 建築物応急危険度判定士の招集に関する協定の締結
- 被災宅地危険度判定士の育成
- 住家被害認定士の育成

◆8-3-② 応急仮設住宅の確保

- 建設事業者との協定締結

◆8-3-③ 復興を見据えた事前の検討

- 震災復興都市計画に基づく訓練への参加
- 地籍調査の推進
- 相続手続きの適正化に向けた啓発

◆8-3-④ 被災者の生活再建の支援

- 建築物応急危険度判定士の招集に関する協定の締結
- 住家被害認定士の育成
- 被災者支援システムの活用に向けた研修会の実施
- 各種手続きに関する研修への参加

9-1 住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態

◆9-1-① 住民一人ひとりの防災意識の高揚

- 防災チェックシートの印刷、全戸配布
- 防災まちづくりサロンの開催
- 防災教育の体系化の検討
- 防災講習の実施
- 出前講座の実施
- 「さかわ家族防災会議の日」の月ごとのテーマ設定と周知

◆9-1-② 防災訓練の実施

- 防災訓練や防災学習会の開催

9-2 人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

◆9-2-① 地域の防災活動の担い手の育成

- 自主防災組織組織化事業
- 自主防災組織活動支援事業
- 「防災となり組」の組織化、安否確認訓練の実施
- 防災士の育成支援
- 集落活動センターでの活動の活性化

◆9-2-② 多様な組織の連携強化

- 中学生の防災活動への参加機会の創出

■ 施策の重点化

佐川町において大規模な被害が発生する自然災害としては、南海トラフ地震があげられ、建物倒壊を起因とする人的被害が多くなっています。また、地震の揺れによる急傾斜地の崩壊の発生や地震火災等においても人的被害の発生が懸念されます。

ただし、津波被害のある沿岸部の市町村に比べると安全なまちであり、南海トラフ地震が発生した際にも、人命を守ることで、地域・産業・行政機能等の維持を図ることが可能と考えます。

そこで、以下の目標を掲げ、効果的・重点的に施策の推進を図ることとします。

■ 施策の重点化における目標

南海トラフ地震からの犠牲者の発生“0”をめざす ～命を守る～

本町において、多くの犠牲者が想定される南海トラフ地震が発生した場合においても、確実な避難行動や災害に強いまちづくりの実現等により、一人の犠牲者も出さないという決意を持って取組を進めます。

■ 施策の重点化において対象とする災害

本町において、南海トラフ地震によって死者90人が想定されている建物倒壊とともに、発生した際に人的被害が懸念される急傾斜地崩壊と火災を対象とします。



■ 重点化すべき施策

リスクシナリオ
1-1

建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

南海トラフ地震の被害想定にて死者が想定されている「建物倒壊」への対策は、「犠牲者の発生“0”」の実現に向けて最も重要な取組と言えます。

そのため、自らの命は、自らが守るという意識を高め、住宅の耐震化や家具の転倒防止対策等の取組の加速化を図ります。

リスクシナリオ
1-2

住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態

本町には住宅が密集した市街地があり、地震火災が発生した際には、甚大な被害につながるおそれがあります。

地震火災の対策は、まず“火災を発生させない”という未然防止、“小さな火のうちに消す”という初期消火が重要であり、住民一人ひとりの防火意識の高揚や初期消火体制の強化等の取組を推進していきます。

リスクシナリオ
1-4

大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態

本町には、多くの土砂災害等の危険箇所が存在しており、南海トラフ地震において土砂災害等が発生するおそれがあります。

危険箇所の解消に向けた対策工事を関係機関との連携のもと計画的に進めていきますが、多くの時間・予算等を要することから、「犠牲者の発生“0”」の実現を効果的に進めるため、住民一人ひとりの危険箇所の理解を深め、適切な避難行動を促す取組を推進していきます。

リスクシナリオ
9-1

住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態

「犠牲者の発生“0”」の実現には、災害対応を“自分事”として考え、住民一人ひとりの防災意識を高めていくことが不可欠です。

防災まちづくりサロンや関係機関が実施する防災学習、自主防災組織による防災訓練等に、住民一人ひとりが積極的に参加する機運を高めるための取組を推進していきます。

リスクシナリオ
9-2

人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域活力の低下が懸念されています。

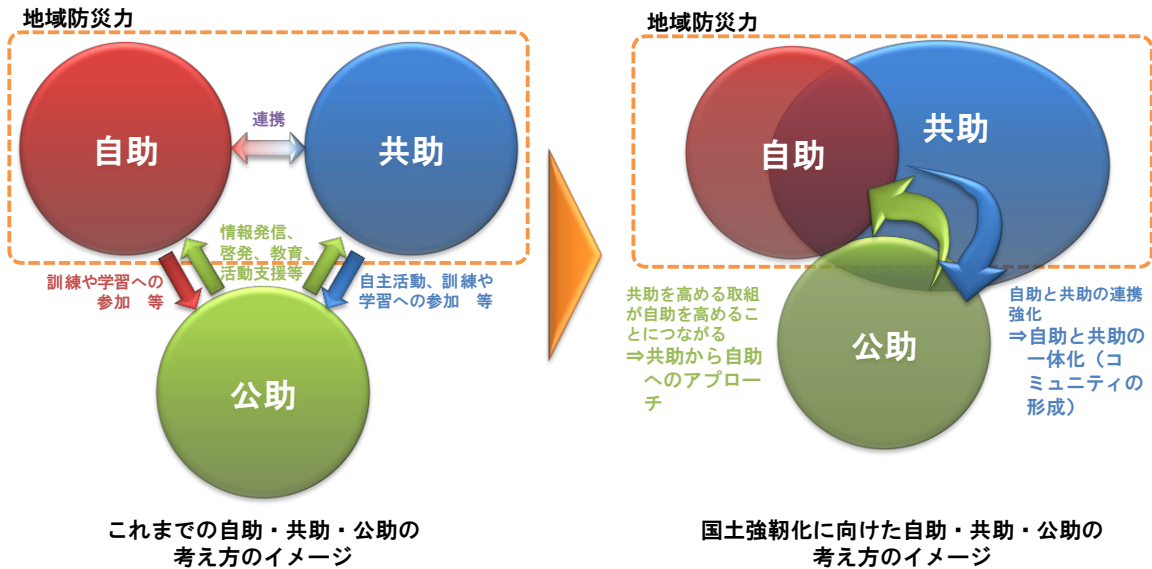
平時におけるコミュニティの活性化に向けた取組が、災害時における共助を高めることにつながることから、様々なまちづくり活動等の取組を促していきます。

計画の推進

自助・共助・公助による推進

強靱化の実現に向け、本町の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民の一人ひとりが役割を担うという意識を高め、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図ります。

なお、地域防災力の向上には、“共助”の役割が重要であり、町と関係機関の連携を高めながら効果的な施策の推進に努めます。



■佐川町の国土強靱化の取組に向けた自助・共助・公助の考え方のイメージ

- ・「自助」は「共助」の一翼を担う一体的なものとの認識のもと、共助をターゲットとした取組を進めることで、効果的に「自助」を高めていくことが期待されています。
- ・国土強靱化に向けた取組において、「共助」の担う役割は大きく、「自助」と「公助」を効果的に結びつける役割を担うことが期待されています。

ハードとソフトの適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努めます。

計画の進捗管理

本計画に基づく施策・事業の確実な推進に向け、各施策・事業の適切な進捗管理が重要になります。本計画では、主要な施策・事業の一覧を別に作成し、主管課や年次計画、概要、総合計画の施策体系での位置づけの整理を行っています。

この主要な施策・事業の一覧を使用し、毎年度実施している「総合計画の進捗管理」と同様の検証を行い、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

施策・事業の一覧表（抜粋）

体系		施策・事業	担当課	年次計画及び概要					総合計画との関連	
目標	施策・事業	項目	実施年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	施策の位置づけ	数値目標
1. 大規模災害等が発生したとき、人命の被害を最小限に抑え、命の救助を図ることを目的とする事業	1. 避難所	1-1 避難所	1-1-1 避難所	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	避難所や公共施設の耐震化の促進	291
		1-2 避難所	1-2-1 避難所	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	避難所や公共施設の耐震化の促進	292
		1-3 避難所	1-3-1 避難所	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	避難所や公共施設の耐震化の促進	293
		1-4 避難所	1-4-1 避難所	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	避難所や公共施設の耐震化の促進	294
	2. 避難所	2-1 避難所	2-1-1 避難所	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	避難所や公共施設の耐震化の促進	295
		2-2 避難所	2-2-1 避難所	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	避難所や公共施設の耐震化の促進	296
		2-3 避難所	2-3-1 避難所	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	避難所や公共施設の耐震化の促進	297
		2-4 避難所	2-4-1 避難所	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	避難所や公共施設の耐震化の促進	298
	3. 避難所	3-1 避難所	3-1-1 避難所	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	避難所や公共施設の耐震化の促進	299

佐川町役場

〒789-1292 高知県高岡郡佐川町甲1650番地2
TEL : 0889-22-7700 FAX : 0889-22-1119